

平成 25 年版 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）一部改定について

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 25 年版の規定の一部が平成 26 年 3 月に改定されました。
改定部分の新旧対照表は次のとおりです。

| 頁 | 章 | 節 | 項 | 項名称 | 訂正箇所 | 旧（第 1 版） | 新（第 2 版） |
|-----|---|---|---|------------------|---------------------------------|---|---|
| 260 | 8 | 1 | 4 | コンクリートの品質 | (a) (2) | 調合管理 <u>基準</u> 強度 | 調合管理強度 |
| 260 | 8 | 1 | 4 | コンクリートの品質 | (a) (3) | (3) 構造体コンクリートの強度は、 <u>次による。</u> <u>(i)</u> 材齢 91 日において設計基準強度以上とする。 | (3) 構造体コンクリート強度は、材齢 91 日において設計基準強度以上とする。 <u>なお、工事現場における構造体コンクリート強度の推定は、現場水中養生による材齢 28 日における管理を基本とし、これを満足しないと想定される場合に、現場封かん養生による材齢 28 日を超え 91 日以内の強度を推定する試験を行うものとする。</u> |
| 260 | 8 | 1 | 4 | コンクリートの品質 | (a) (3) (ii) | (a) <u>(3) (ii)</u> 構造体コンクリートの強度 | (a) <u>(4)</u> 構造体コンクリート強度 |
| 260 | 8 | 1 | 4 | コンクリートの品質 | (a) (4) | (a) <u>(4)</u> コンクリート強度の <u>推定値</u> の判定 | (a) <u>(5)</u> コンクリート強度の判定 |
| 296 | 8 | 8 | 3 | コンクリートの強度試験の総則 | (b) (5) 表 8.8.2 養生方法 3 段目 | 工事現場における封かん養生 ^(注) | 工事現場における封かん養生 ^(注1) |
| 296 | 8 | 8 | 3 | コンクリートの強度試験の総則 | (b) (5) 表 8.8.2 材齢 4 段目 | 28 日を超え 91 日以内 | 28 日を超え 91 日以内 ^(注2) |
| 296 | 8 | 8 | 3 | コンクリートの強度試験の総則 | (b) (5) 表 8.8.2 (注) | (注) | (注 1) |
| 296 | 8 | 8 | 3 | コンクリートの強度試験の総則 | (b) (5) 表 8.8.2 (注 2) 追加 | — | <u>(注 2) セメントの種類が普通ポルトランドセメント以外の場合、材齢は 28 日及び 28 日を超え 91 日以内とする</u> |
| 296 | 8 | 8 | 5 | 構造体コンクリート強度の推定試験 | (a) (2) | (a) (2) 現場封かん養生供試体の材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 3N/mm^2 を加えた値以上であれば合格とする。 | (a) (2) 現場封かん養生供試体の材齢 28 日を超え 91 日以内の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 3N/mm^2 を加えた値以上であれば合格とする。 <u>ただし、セメントの種類が普通ポルトランドセメント以外の場合は、上記に加え、現場封かん養生供試体の材齢 28 日の圧縮強度試験の 1 回の試験結果が、設計基準強度に 0.7 を乗じた値以上であることを確認すること。</u> |
| 296 | 8 | 8 | 5 | 構造体コンクリート強度の推定試験 | (b) | コア採取方法 | コアの採取方法 |